

連携と協働で歩んだ 10年の軌跡

金沢の自転車施策 概要版

2007—2017



金沢の自転車施策のあゆみ

金沢の自転車施策は、これまで大きな災害や戦災を免れてきた城下町特有の狭い道路空間を活かし、「歩行者・自転車・クルマのそれぞれが、安全に安心して通行できる“人中心”の道路交通環境の創出」を基本理念として進められてきました。この10年のあゆみを「黎明期」・「構築期」・「推進期」の3つの時期にわけて振り返ります。



黎明期

2007—2010

歩行者を守る視点から
自転車通行空間整備に着手し、
多様な関係者の連携、合意形成手法を試み確立

バス専用レーンを活用した
「自転車走行指導帯」の整備
[2007年度/金沢河川国道事務所]

01

旧国道159号（浅野川大橋～東山～山の上間）において、狭い歩道上の歩行者を守るため、自転車が通行すべき「車道の左側端」を車線内に明示した全国初の車道混在型の整備事例。



自転車通行環境整備モデル地区における
「自転車専用通行帯」の整備
[2008-2009年度/石川県]

02

一般県道東金沢停車場線（東金沢駅前～小坂間）において、全国98箇所の「自転車通行環境整備モデル地区」の一つとして整備された県内初の自転車専用通行帯。



「金沢市まちなか自転車利用環境向上計画」の策定と
細街路における「自転車走行指導帯」の整備
[2010年度～/金沢市]

03

はしる：自転車通行空間整備（自転車ネットワーク計画）、とめる：駐輪環境整備、つかう：自転車利用促進、まもる：ルール・マナー向上の4本柱からなる計画を策定し、整備を推進。



「金沢自転車ネットワーク協議会」の設立と
「自転車ネットワーク形成に向けた勉強会」の開催
[2010年度～金沢河川国道事務所・石川県・金沢市・石川県警]

04

学識者、道路管理者（国・県・市）、警察（県警、所轄警察署）が連携して意見交換や情報共有を図る「金沢自転車ネットワーク協議会」が設立。また、協議会主催の「自転車ネットワーク形成に向けた勉強会」を継続的に開催。



構築期

2011—2013

「まちなか」の導入や「ガイドライン」及び
「ネットワーク」の策定を通じて、
自転車利用環境の基盤を構築

金沢市公共レンタサイクル
「まちなか」の導入
[2011年度/金沢市]

01

金沢駅からの二次交通の充実や中心市街地の回遊性向上・賑わい創出を目的に、複数のサイクルポートのどこでも借りられてどこでも返せるシェアサイクル「まちなか」を導入。



警察が主体となった
「自転車専用通行帯」の整備
[2012年度/石川県警]

02

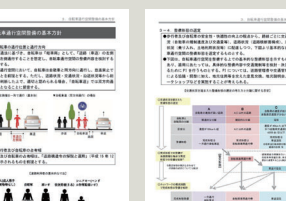
石川県警が主体となり、地域住民や学校関係者等を交えたワークショップでの議論を踏まえ、路肩を活用した「自転車専用通行帯」を整備。



金沢のローカル・ルールを盛り込んだ
「金沢自転車通行空間整備ガイドライン」の策定
[2013年度/金沢自転車ネットワーク協議会]

03

道路幅員の考え方や路面表示の方法、交差点部の処理方法、側溝の処理等、道路管理者と警察の共通の指針となる金沢版ガイドラインを策定。



「金沢中心市街地の
自転車通行空間整備ネットワーク路線」の策定
[2013年度/金沢自転車ネットワーク協議会]

04

市計画で位置づけられた自転車ネットワーク路線を基本に、金沢版ガイドラインに基づく自転車通行空間の整備形態を設定した自転車ネットワーク路線図を作成。



推進期

2014—2017

まちなかでの実績をもとに、
広域的な観点での自転車通行空間整備や
ルール・マナーの広報・周知等をさらに推進

通勤・通学者の多い幹線道路における
「自転車走行指導帯」の整備
[2014年度～/石川県]

01

鉄道駅周辺や高校・大学周辺など、自転車での通勤・通学者が多く幅員の狭い幹線道路（倉部金沢線、窪野々市線、金沢井波線）において「自転車走行指導帯」を整備。



金沢市内における
「広域的な自転車ネットワーク候補路線」の選定
[2016年度/金沢自転車ネットワーク協議会]

02

金沢市中心部から概ね半径5km圏内を対象に、自転車の利用ニーズが高い路線や事故の危険性が高い路線等の条件から路線を抽出し、「広域的な自転車ネットワーク候補路線」を選定。



自転車利用者や自動車ドライバーを対象とした
自転車のルール・マナー周知の取り組み
[2016年度/金沢自転車ネットワーク協議会]

03

自転車のルールやマナーを広く周知していくための広報活動を展開。



「金沢市における自転車の
安全な利用の促進に関する条例」の制定・改正
[2014年度制定・2017年度改正/金沢市]

04

安全で良好な生活環境の確保を目的に、2014年3月に「金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例」を制定。2017年の条例改正に伴い、自転車損害賠償保険の加入義務化、乗車用ヘルメットの着用努力義務化などを追加。



金沢の自転車施策における6つのポイント

10年間にわたる自転車利用環境整備を通じて、継続的・効果的な自転車施策の展開に欠かせないキーワードとして、①連携、②勉強会、③調査、④ガイドライン、⑤ネットワーク、⑥フォローアップの6つが挙げられます。これらのキーワードについて、重要なポイントを解説します。

Q1 なぜ「連携」が必要なのか？

A 既存の道路に自転車通行空間整備をするには、継続的な検討体制が必要

- 「金沢自転車ネットワーク協議会」設立の目的は、「歩行者・自転車・クルマのそれぞれが安全に安心して通行できる道路空間の創出に向けて、学識者、国土交通省金沢河川国道事務所、石川県、金沢市、警察機関が連携を図りつつ、面的な自転車ネットワークの検討・試行・整備を継続的に展開していくこと」であり、関係機関での情報の共有化を図ることにあります。
- 個々の整備区間においても、あらゆる立場の関係者が参加する検討組織を設置し、現状・課題の共有をはじめ、整備内容に関する関係者の合意形成とそのプロセスが重要です。

合意形成の要点

- 交通弱者の視点を忘れずに
- 歩行者・自転車・クルマのそれぞれの環境が良くなる「win-winの関係」を目指す
- 専門家以外の参加者にも分かりやすい客観的データに基づいた資料を準備する
- 自転車利用者や公共交通事業者、学校関係者等の参画を得る

▼地域協議会の概念図



Q2 なぜ定期的に「勉強会」を開催するのか？

A 取り組みを発表することに意義があり、経験に基づいた知識を学ぶことができる

- 勉強会の目的は、国・県・市・警察による一年間の取り組みを発表し、その経験を共有することにあります。また、全国の自転車施策の動向に関する話題をテーマに基調講演やパネルディスカッションを行うことにより、見識を広めることもできます。行政関係者は、2～3年で異動することが多く、勉強会は新たに自転車施策にかかわる担当者の学びの場でもあります。
- この勉強会から、全国規模の「自転車利用環境向上会議」が生まれ、毎年開催されています。

▼「勉強会」の様子



Q3 なぜ「調査」が大切なのか？

A 客観的データが得られることで課題が明らかになり、説得力のある合意形成が行える

- 自転車に関して議論する場合、歩行者・自転車・バス・クルマ等それぞれの立場での一方的な思い込みや、固定的・画一的な見方になることがあります。道路空間に関しても、思い描く状況が人によって、また時間帯によっても違うため、同じ土台で協議できない場合も多く見られます。
- 客観的データが得られることにより、関係者の共通認識を形成し、何から手を付けるべきかが明らかとなり、最初の一步を踏み出しやすくなります。

調査項目の例

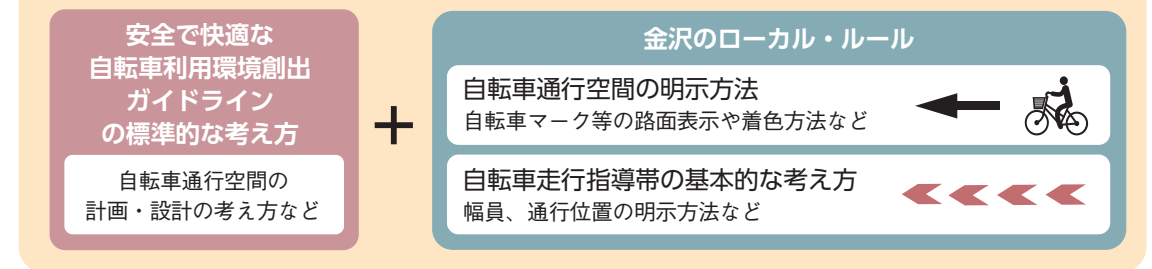
- 歩行者、自転車、バス、クルマの各種交通量
- 自転車の走行位置別・方向別の交通量
- 自転車関連事故の発生箇所と具体的内容（事故類型等）
- 車線や路肩の幅などの詳細な道路幅員構成
- 交差点部の状況（信号や自転車横断帯の有無等）
- 交通規制の状況（速度規制や一方通行規制等）

Q4 なぜ「ガイドライン」をつくることになったのか？

A 自転車通行空間整備に関する共通ルールを設けることで、統一的な整備を実現

- 自転車通行空間整備にあたり、国道・県道・市道の統一基準となる「金沢自転車通行空間整備ガイドライン」を2013年8月に策定しました。

金沢自転車通行空間整備ガイドライン

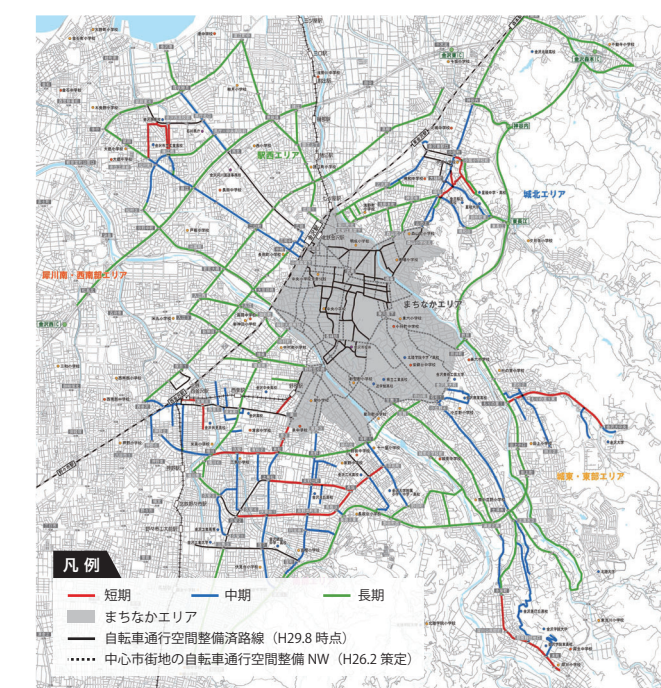


Q5 「ネットワーク」を示すことにはどんな意味があるのか？

A 市民や道路管理者が将来像を共有することにより、整備が促進される

- 金沢自転車ネットワーク協議会では、金沢市中心部から半径5km圏内の市街地を対象とした「広域的な自転車ネットワーク候補路線」を選定しています。これらの路線は「自転車通行空間整備の必要性を検討する路線」であり、適宜見直すものとしていますが、自転車ネットワークの青写真が示されることにより、整備促進に前向きな姿勢が生まれます。

▼広域的な自転車ネットワーク候補路線



Q6 なぜ「フォローアップ」が大切なのか？

A ハード整備の効果を高めるためには、協働で進めるソフト対策(街頭指導など)が重要

- 自転車通行空間は整備して終わりではなく、歩行者・自転車・クルマのそれぞれが安全に安心して通行できる道路空間となるよう改善していくことが求められます。
- 金沢自転車ネットワーク協議会では、整備前後の事故件数を分析するなど、常に改善策を提示できる態勢で臨んでいます。また、各道路管理者も、整備後の交通量調査やアンケート調査を実施し、整備効果の検証に努めています。

- 金沢市では、「自転車マナーアップの日」を設定し、国・県・警察、地域住民、学校等と連携し、協働で定期的に整備済み区間での街頭指導を実施しています。

▼交通安全の取り組み



- 自転車の車道左側通行の増加や事故件数の減少などの整備効果が示されることにより、協働で取り組む関係者のモチベーションが高まります。

▼街頭指導の様子



金沢の自転車施策の主な効果と今後の展望

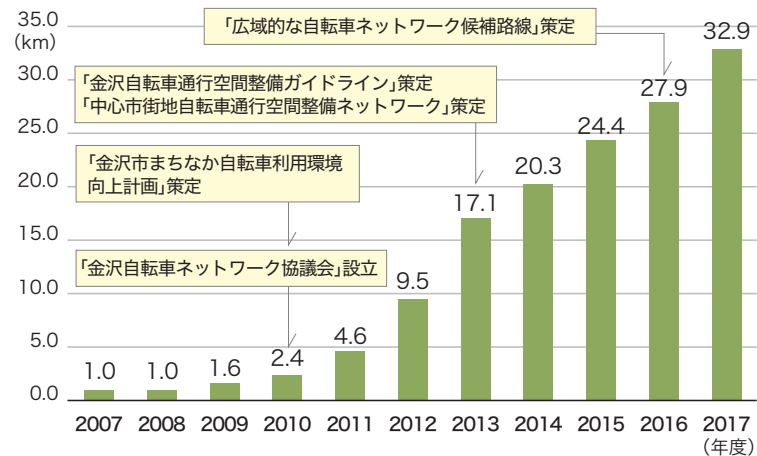
金沢の自転車施策の主な効果

1 自転車通行空間の整備状況

- 金沢市内における自転車通行空間の整備区間は、2012年4月から2018年3月までの6年間で、約4.6km→約32.9kmに延長しています。
- 金沢中心市街地の自転車通行空間整備ネットワークに基づき、「まちなかエリア」を中心に整備を進めながら、高校や大学などがある自転車利用が多い区域において重点的に整備を推進しています。

自転車通行空間が
32.9km まで延長

▼金沢市内における自転車通行空間整備区間の延長

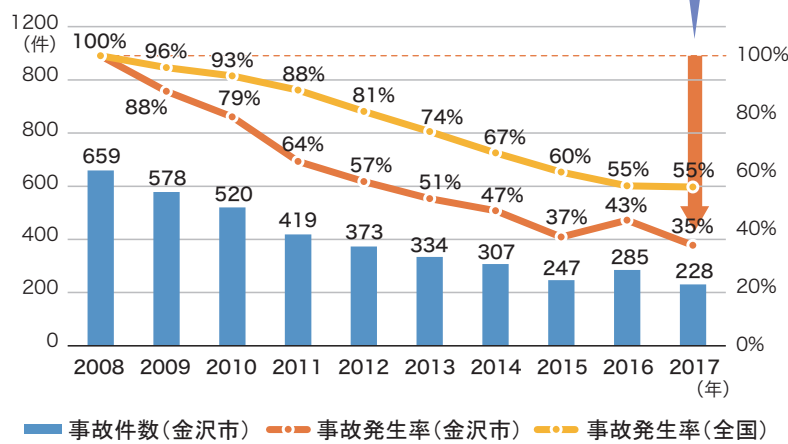


2 自転車関連事故の減少

- 金沢市内における自転車関連事故は、2008年の659件に対し、2017年には228件と65%減少。国全体の発生率に比べても金沢市内の方が大幅に減少しています。
- 整備に伴う自転車の車道左側通行の遵守率向上、交通安全意識の向上が要因と考えられます。

金沢市の事故発生率が65%減少

▼金沢市内における自転車関連事故の推移

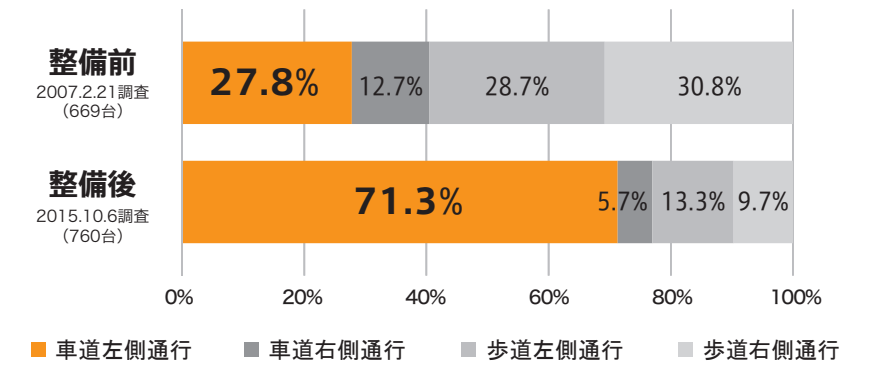


3 道路利用者の交通安全意識の向上

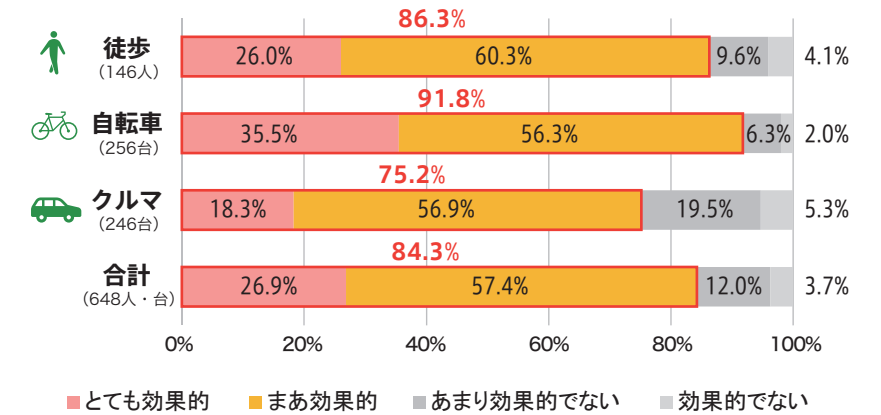
- 2015年度に実施した交通量調査結果^{※1}によると、ルールどおり「車道左側通行」をする自転車の割合が27.8%から71.3%に向上し、車道逆走や歩道通行が大幅に減少しています。
- 自転車通行空間整備後に実施したアンケート調査結果^{※2}によると、自転車走行指導帯の整備は歩行者や自転車の通行環境改善に「効果的」との評価が8割以上を占めており、クルマのドライバーの評価も高くなっています。
- 自転車通行空間整備（ハード）と、それに合わせた街頭指導等のフォローアップ（ソフト施策）が歩行者・自転車・クルマのそれぞれの通行環境の改善と交通安全意識の向上につながっています。

自転車の車道左側通行が増加
ドライバーも効果的と評価

▼自転車走行指導帯による「自転車の車道左側通行」の変化



▼自転車通行空間整備による「歩行者や自転車の通行環境向上効果」に対する認識



これから

総合的な自転車の活用推進に向けた取り組み

- 計画に基づく自転車利用環境整備を進める一方で、フォローアップの中から見えてきた課題を解決
- 「金沢自転車ネットワーク協議会」として、連携体制をさらに強化・継続するとともに、「自転車活用推進法」の制定・施行とそれに基づく「自転車活用推進計画」の内容を踏まえ、自転車の活用推進の取り組みを検討・実施



今後の展望

これまで

「安全な自転車通行空間整備」を主体とした自転車施策の展開

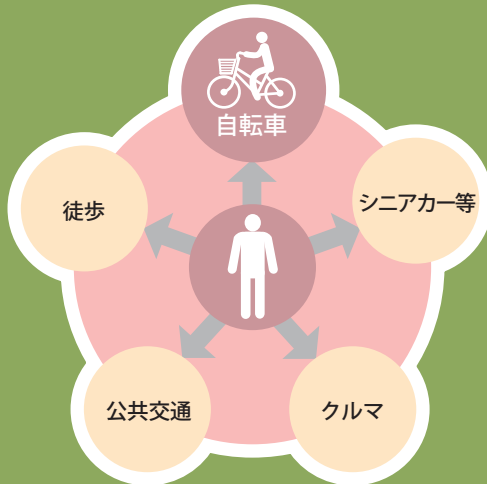
「自転車活用推進法」の制定・施行(H29.5)
「自転車活用推進計画」の策定(H30.6)

道路交通分野のみならず、環境、健康、観光などの幅広い分野に自転車を活用

「金沢自転車ネットワーク協議会」とは？

基本理念 人中心の交通体系

自転車通行空間整備は、『人中心の交通体系』を支える一つの手段であることを前提とし、人があらゆる交通手段を安全・快適に利用できるよう、自転車通行空間整備の視点から、道路空間のあり方を検討。



構成 実務者レベルでの構成

- 学識者、道路管理者（国・県・市）、警察（県警本部・所轄警察署）により構成。
- 面的に連続した自転車通行空間の整備により、歩行者・自転車・クルマのそれぞれが、安全に安心して通行できる道路空間の創出を目指す。



道路管理者及び警察の連携体制とそれぞれの主な取り組み事例

国土交通省金沢河川国道事務所



自転車走行指導帯の設置
(国道 159 号)



協議会の事務局窓口

石川県



自転車走行指導帯の設置
(国道 359 号)



自転車走行指導帯の設置
(窪野々市線)

連携

金沢市



自転車走行指導帯の設置
(せせらぎ通り)



金沢市公共レンタサイクル
「まちなり」

石川県警察本部



高校生フォーラム



子ども自転車大会

金沢自転車ネットワーク協議会事務局

www.hrr.mlit.go.jp/kanazawa/douro/bicycle.co/

国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 調査第二課

TEL : 076-264-9912 FAX : 076-233-9631

石川県 土木部 道路整備課

TEL : 076-225-1726 FAX : 076-225-1728

金沢市 都市政策局 交通政策部 歩ける環境推進課

TEL : 076-220-2371 FAX : 076-220-2048

